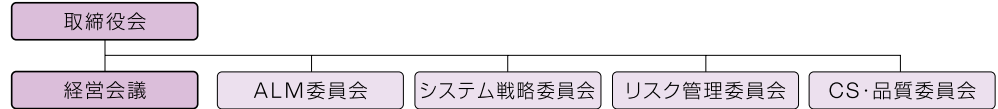


## 業務運営の状況

### 業務運営体制

当社では、適切な業務運営を行うにあたって、各部室にまたがる重要かつ専門的な問題を総合的に調査・検討・推進するために、取締役会の下に経営会議と同列の決議機関として「ALM委員会」・「システム戦略委員会」・「リスク管理委員会」・「CS・品質委員会」を設置しております。



#### ■ALM委員会

資産負債を総合管理し、リスクの状況や各種情報の分析をもとに適切なALM運営を行うための委員会。預貸金の金利設定に関する事項、市場リスク・流動性リスクのモニタリングなどALMに関連する事項の協議、決定を行います。

#### ■システム戦略委員会

システム開発にあたって、開発資源の有効活用を促進し、全社的な戦略プライオリティーを反映させるための委員会。システム投資予算枠および配分枠の検討・決定、システム開発案件のプライオリティーの決定、投資効果検証等、システム開発に関わる基本事項の協議、決定を行います。

#### ■リスク管理委員会

リスク管理に関する事項を専門的かつ網羅的に審議・決定する委員会。リスク管理に関わる事項としてコンプライアンスに関する遵守状況の確認、信用リスク、市場・流動性リスク、事務リスク・システムリスク等を含むオペレーショナルリスクに関する事項等の協議、決定および確認を行います。

また、信用リスク管理の強化を図るため、信用リスクに関する事項を幅広く審議する「信用リスク会議」を下部組織として設置しています。

#### ■CS・品質委員会

CS(お客さま満足)向上に関する事項および経営品質に関する事項を協議・決定する委員会。

### 法令遵守(コンプライアンス)

#### ■方針

当社ではコンプライアンス・リスクの管理方針として以下を定め、社内での周知・徹底に努めております。

1. 当社の役職員は、次の事項を深く認識し、「コンプライアンス・マニュアルに定める行動原則」および「役職員自らの良心」に従って、誠実に、法令等を遵守しなければならない。
  - (1) 法令等遵守は、社会的責任と公共的使命を有する金融機関の社会・公共に対する責任であり、当社の経営上の最重要課題の一つである
  - (2) 法令等遵守に対する無関心・懈怠・違反は、企業の存立さえも危うくするものである
  - (3) 法令等遵守は、いかなる重要な業務上の要請に対しても優先する
2. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

#### ■お客さまの視点に立った業務運営

当社では、以下の5つの事項について管理責任者を定め、お客さまの視点に立った業務運営を重視する体制をとっております。

1. 当社の商品・サービスの内容をお客さまに適切かつわかりやすく説明すること
2. お客さまからの苦情・相談に対して適切に対応すること
3. 当社の業務を委託している委託先企業を適切に管理すること
4. お客さま情報を適切に管理すること
5. お客さまと当社との取引の安全を確保すること

## リスク管理体制

当社は業務の拡大と新たな商品・サービスの開始に伴うさまざまなリスクを把握、分析し、実効的かつ効率的なリスク管理を行うよう努めております。

### ■取締役会およびリスク管理委員会

取締役会が、定期的にリスクの状況についての報告を受け、重要なリスクに関する事項の決定を行い、半期毎に「リスク管理基本方針」を定めております。取締役会の決定に基づき、リスク管理委員会にて、各種リスク管理規程を定め、リスクに関する事項を決定し、リスクの状況をモニタリングしております。このように経営レベルで、管理すべきリスクの特定、リスクの特性に応じた定量的な管理、業務戦略との整合性の確保、牽制機能の確保等を重視した、リスク管理を行っております。

### ■リスク管理部門

業務を執行する部門とは独立したリスク管理部が、各種リスクの統括部署として、業務執行部門を牽制するとともに、リスクの状況を定期的に取締役会・リスク管理委員会に報告しております。さらに、このようなリスク管理体制全体を、業務監査室が検証し、リスク管理の実効性を確保しております。

### ■「コンティンジェンシープラン」

銀行としての公共的使命を全うできるよう、障害や災害の発生時の対応方針として「コンティンジェンシープラン」を策定し、定期的に業務継続訓練を実施する方針としております。

### ■信用リスクの管理体制

与信に関する原則を「クレジットポリシー」に、半期毎のリスク管理方針を「信用リスク管理規程」に規定しております。また、自己査定規程・償却引当規程に従い、適切な自己査定・償却引当を実施しております。

### ■市場リスクの管理体制

半期毎に改定する「市場リスク管理規程」に基づいて、ポジション極度（ベースポイントバリュー極度・投資額上限等）・VaR（Value-at-Risk）極度・評価損失限度ガイドライン等を設定して管理を行っております。リスク管理部が日次でポジション・リスク・損益に係る極度遵守状況を社内報告しております。定期的に開催するALM委員会においてリスクの状況、金融・経済の見通しなどが報告され、ALM方針を決定しております。

### ■流動性リスクの管理体制

市場流動性の高い国債中心の運用とするなど、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っております。半期毎に改定する「流動性リスク管理規程」に基づいて資金ギャップ極度を設定し、リスク管理部が資金流動性の状況をモニターしております。

### ■オペレーショナルリスクの管理体制

オペレーショナルリスクの管理を行うに際しての基本事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定し、業務の特性に応じたリスクの識別・評価・コントロール・モニタリングを効果的に実行しうるフレームワークの整備を行っております。

### ■事務リスクの管理体制

「事務リスク管理規程」に基づいて、事務手続の明確化と事務ミスや不正の防止に努めております。各部室の自主検査、業務監査室の内部監査、外部監査などを通じて、事務の改善・レベル向上を図っております。

### ■情報セキュリティリスク（システムリスクを含む）の管理体制

災害などの非常時にも銀行サービスを継続すること、ならびにお客さま情報を保護することを目的として「システムセキュリティ管理規則」などを定めております。重要なシステムのハード機器およびネットワークは二重化し、災害などの非常時には遠隔地災対センターでも稼動可能な体制としております。またデータベースの二重化やバックアップにより、データベースが破壊された場合でも復元可能な体制としております。